

随意契約理由書

件名	豊中市役所第二庁舎中央監視設備改修工事
契約の相手方	KOSネットワーク株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	<p>当該監視設備は、KOSネットワーク株式会社の固有の技術に基づいて設計製作し施工納入されたものであり、今回更新する部材は既存設備等と密接不可分な関係にあるため、同一施工者以外のものに施工させトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものです。</p>
備考	